

玉浦西地区まちづくり検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災に伴う集団移転先である玉浦西地区のまちづくりについて、総合的に検討するため、玉浦西地区まちづくり検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 集団移転先のまちづくりに関すること。
- (2) その他市長が特に必要と認めた事項に関する事。

(構成)

第3条 委員会は、委員26人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 集団移転対象地区の市民
 - (3) 集団移転先周辺地区の市民
 - (4) その他市長が特に必要と認める者
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第4条 委員会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、市長が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、委員長の求めに応じ会議に出席し、助言することができる。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議事を統括する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員及びアドバイザー以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、委員会が検討した内容を市長に報告する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部復興整備課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第6条に掲げる市長への報告をもって、その効力を失う。